

決議案第5号

市への転任を希望する市民病院職員に対する対応の是正を求める決議
の提出について

上記決議を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年12月23日

提出者 三田市議会議員 長尾明憲
同 橋本維文

市への転任を希望する市民病院職員に対する対応の是正を求める決議（案）

三田市民病院の指定管理者制度への移行に際し、市役所への転任を希望した職員に対して転任試験が実施され、20人が合格、その他は不合格とされました。これら一連の取扱いの結果、不合格となった職員のうち希望者は済生会兵庫県病院での採用となりますが、退職金の引継ぎ制度が適用されないなど、希望経路によって待遇に差が生じる構造が存在することが、9月の経営政策常任委員会で明らかになりました。

本件に関しては、任用替えにあたり本来は身分を維持したまま職種のみを変更する手続であるにもかかわらず、転任試験という選抜的手法が用いられた結果、事実上の「選別」となっており、制度趣旨との整合性を欠いています。

また、経営政策常任委員会（2025年2月19日）においての請願第8号に関する当局説明「転任希望者は全員対応する」の発言との整合性を欠いており、指定管理者の指定（議案第58号）の審査の際の前提条件が変更していることは、議会審議において大きな問題と考えます。

なお、今回の指定管理者制度への移行という制度変更自体は市の方針に基づくものであり、不採用となった職員に責任や瑕疵があるものではありません。加えて、今回の転任試験の実施と不利益の発生は、市役所全体の士気に影響を及ぼすおそれがあります。

よって、「職種を変更してでも公務員として働きたい」と意思表示した職員全員に対し、改めて希望者全員の受け入れを検討し、不利益が生じない形で処遇を整理することが必要であると判断し、市に対して速やかな是正措置を求めます。

以上、決議する。

令和7年12月23日

兵庫県三田市議会